

阿南市公共下水道普及促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道処理区域内において、下水道の普及を促進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等、公共下水道の整備効果を早期に向上させるため、改造工事を実施した者に対し予算の範囲内で交付する公共下水道普及促進助成金（以下「助成金」という。）について、阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、阿南市公共下水道条例（平成22年阿南市条例第1号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改造工事 くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を廃止して、公共下水道に接続する工事をいう。
- (2) 排水設備の設置義務者 改造工事を行う建物に対する固定資産税の納税義務者をいう。
- (3) 対象画地 改造工事により接続を行う公共ますに係る全ての土地をいう。
- (4) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽で、法第5条第1項の規定による設置等の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けたものをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 排水設備の設置義務者であること。

- (2) 公の生活扶助を受けていないこと。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 対象画地について、受益者負担金を全額納付済みであるか、又は受益者負担金納付誓約書（様式第1号。以下「誓約書」という。）を提出すること（土地所有者が交付対象者と異なる場合でも同様とする。）。
 - (5) 対象画地内にある全ての水道メーターについて、水道料金を滞納していないこと（水道メーター名義が交付対象者と異なる場合でも同様とする。）。
- （助成金の額）

第4条 助成金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 公共下水道の供用開始の公告日（以下「公告日」という。）から起算して1年以内に条例第8条第1項の規定による完了検査（以下「完了検査」という。）に合格した場合
20万円
 - (2) 公告日から起算して1年を超え2年以内に完了検査に合格した場合
15万円
 - (3) 公告日から起算して2年を超え3年以内に完了検査に合格した場合
10万円
 - (4) 公告日から起算して3年を超え10年以内に完了検査に合格した場合
5万円
 - (5) 公告日から起算して10年を超え15年以内に完了検査に合格した場合
3万円
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、同項の助成金の額に当該各号に掲げる額を加算することができる。
- (1) くみ取便所を水洗便所に改造する工事を伴う場合
5万円
 - (2) 改造工事を行うに当たり、隣接地境界との間に余地が無く、やむを得ず排水管を屋内（床下部分）に設置しなけれ

ばならない場合 5万円

(3) 単独浄化槽又は合併浄化槽を廃止し、法第11条の2の規定による届出を行った場合 ア又はイの額

ア 単独浄化槽 5万円

イ 合併浄化槽 10万円

3 前2項の規定にかかわらず、改造工事費用（改造工事に伴って必要となる附帯工事費用を含む。以下同じ。）の額が当該助成金額に満たない場合は、当該改造工事費用を助成金額とする。この場合において、1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 前3項の規定による助成金の交付は、1対象画地につき複数の公共ますがある場合又は複数のくみ取便所を水洗化する場合においても、1回を限度とする。ただし、市長が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

5 第2項第3号の規定による助成金の交付は、1対象画地に複数の浄化槽がある場合においても、1基のみを対象とする。ただし、市長が特別の事情があると認められた場合は、この限りでない。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、その定める期日までに公共下水道普及促進助成金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出して、申請しなければならない。

2 申請者は、交付申請書の提出と同時に又は先立って阿南市公共下水道条例施行規則（平成22年阿南市規則第33号）第5条第1項の規定に基づく排水設備等（新設・増設・改築・変更）計画確認申請書（以下「接続申請書」という。）を提出しなければならない。

3 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が当該建物の納税義務者であること及び市税を滞納していないことを証する書面（様式第3号）
 - (2) 対象画地に係る誓約書（交付対象者に申請者以外の者が含まれる場合は、申請者において誓約書を揃えること。）。ただし、既に全額納付済みの場合を除く。
 - (3) 当該改造工事に係る指定工事店からの見積書の写し（接続申請書に添付した見積書と同じものとする。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 4 接続申請書の変更等により、提出した交付申請書の内容について変更（工事着手予定日等の軽微な変更を除く。）があるときも、前項に掲げる書類を添付しなければならない。
- 5 既に改造工事が実施済みである対象画地内における新たな接続申請については、既改造工事時における助成金交付の有無を問わず、交付申請できないものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定に当たり、交付条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された交付条件に不服等があるときは、改造工事が完了する日までに公共下水道普及促進助成金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出することにより、交付申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、交付決定はなかったものとみなす。

(工事着手)

第8条 被交付決定者は、当該交付決定を受けた後でなければ、改造工事に着手してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第4条に規定する助成金の額が、工事着手から完了までの期間を翌年度まで延伸しても変更がないとき。
- (2) 交付申請を取り下げたとき。

(実績報告書)

第9条 被交付決定者は、改造工事が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のうちいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)を市長に提出して、報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該改造工事に係る指定工事店からの請求書(内訳の分かるもの)の写し
- (2) 浄化槽廃止届出書の写し(くみ取りの場合は不要)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの(助成金の交付額の変更)

第10条 市長は、実績報告書の提出があった場合において、当該実績報告の内容を審査し、交付決定に係る金額を変更する必要があるときは、当該交付決定を変更する決定をし、助成金交付決定変更通知書(様式第7号。以下「変更通知書」という。)により被交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付額の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出があった場合において、当該実績報告の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金交付額確定通知書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により、速やかに被交付決定者に対し助

成金の交付確定額（以下「交付確定額」という。）を通知するものとする。

- 2 前条の規定により、変更通知書を通知した場合も、確定通知書により、交付確定額を被交付決定者に通知しなければならない。

（助成金の交付請求）

- 第12条 被交付決定者は、交付確定額の通知を受けた後、助成金交付請求書（様式第9号。以下「交付請求書」という。）により、市長に対し、交付確定額を請求するものとする。

（助成金の交付）

- 第13条 市長は、交付請求書を受理したときは、速やかに助成金を被交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第14条 市長は、被交付決定者が交付条件に違反した場合は、助成金の交付決定を取り消し、助成金交付決定取消決定通知（兼返還命令）書（様式第10号。以下「取消決定書」という。）を被交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、市長が指定した期日までに取消決定書により、その返還を命ずることができる。

（補則）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の阿南市公共下水道普及促進助成金交付要綱は平成23年4月1

日から適用する。

（施行期日前の特例措置）

- 2 この要綱の施行日より前に接続工事に着手又は完了検査に合格し、かつ助成金（遡及適用分）の交付申請を行う対象者に係る助成金の交付手続きについては別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、改正後の阿南市公共下水道普及促進助成金交付要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。